

区庁舎駐車場等のあり方について

内 容

1	区庁舎駐車場等のあり方	2 0
	(1) 区庁舎駐車場等の位置付け	2 0
	(2) 現状の課題	2 0
	(3) 有料化の検討	2 1
2	有料化の目的の整理	2 1
3	有料化における検討課題	2 2

1 区庁舎駐車場等のあり方

(1) 区庁舎駐車場等の位置付け

- ・ 中区庁舎、栄区庁舎及び市庁舎を除き、16区庁舎は区役所を中心に消防署・水道局地域サービスセンターなどの行政機関や公会堂・図書館などの市民利用施設を併設することで、区民生活に身近な機関・施設を集め、区民の利便性の向上を目的としている。
- ・ 区庁舎駐車場等は、これらの来庁者の利便性の確保として、行政サービスの一環として設置している。

(2) 現状の課題

- ・ 区庁舎駐車場は、各種証明書の発行や乳幼児健診など区役所を利用する方、公会堂や図書館等併設施設を利用する方など、様々な方が利用されている。利用状況を見ると、駐車場が混雑したり、一部に長時間の利用がある等課題がある。
- ・ 市庁舎駐車場は、周辺の賃借ビルを含めると、課単位で200を超える部署があり、毎日ほぼ終日、車が列をなしている状況がある。
- ・ 近年整備した区庁舎には100台以上の駐車場を整備してきているが、その整備費用は非常に大きなものになっている。また、敷地が狭く平面駐車場を確保できない区庁舎については、機械式駐車場の整備や用地の購入など多くの費用を駐車場にかけてきている。
- ・ これらの機械式駐車場は劣化のため故障する場合があります、今後、膨大な更新費を捻出する必要がある。また、市全体で、維持管理費に多額の費用がかかっている。

(3) 有料化の検討

- ・ このような中、市役所及び各区役所においては、利用者が使いやすい駐車場となるよう、様々な工夫をしてきたところだが、有効な対策とはなっていない。しかしながら、駐車場に対する要望は増え続けており、対応に苦慮している状況である。
- ・ そこで、平成18年度に、関係プロジェクトを開催し、政策・法制面、財政面や減免措置等の課題について、有料化実施に向けた検討を行った。

2 有料化の目的の整理

区庁舎駐車場の有料化を図る目的は、主として次の2点による。

1 利用者間の公平性・受益者負担

- ・ 公共交通機関を利用する人との公平性を図る
- ・ 駐車場を利用する人は、一定空間を一時的に占有することから、維持管理コストの負担を求める

2 適正利用の促進

- ・ 区役所利用者以外の併設機関利用者等の駐車場の利用を抑制する
- ・ 駐車場が必要な方が使用しやすくなるように、長時間駐車を抑制する

3 有料化における検討課題

有料化する場合の課題は、次のとおりである。

(1) 有料化の対象となる駐車場

- ・ 中区庁舎等と近年整備した区庁舎（磯子、都筑、青葉、泉）では、整備台数にばらつきがある中で、全ての駐車場を対象とするべきか。
- ・ 単独の公会堂を対象にするかどうか。

・ 市庁舎、区庁舎駐車場のみを有料化した場合、栄区では、区庁舎駐車場は有料なのに、道路を隔てたところにある単独の栄公会堂・スポーツセンターが無料となっている状況が発生してしまう。

(2) 駐車場の利用料金

- ・ 料金水準をどのようにするか。

・ 公の施設として駐車場を位置づけることから、開庁時には庁舎利用者以外の一般利用者也料金を支払えば利用できるようになる。

(3) 減免の考え方

- ・ 受益者負担の考え方から、原則は全員から徴収するが、配慮が必要な方は利用料の減免が必要ではないか。

- ・ 体が不自由な方など、車を移動手段としなければならない方々
- ・ 福祉保健センターで実施する乳幼児健診等、乳幼児を連れた方々
- ・ 区の会議に呼ばれて出席する方等区役所側の事情で来庁される本市事業協力者の方々

- ・ 区役所利用者と公会堂等利用者を利用目的で区別し、検討する必要があるのではないか。

- ・ 各種証明書の交付や乳幼児健診等区役所等の行政機関へ来る方は義務的要素がある。一方、公会堂や図書館など市民利用施設を利用されている方は趣味的要素がある。
- ・ 利用する施設の目的によって駐車場の利用時間が違う。

- ・ 区役所利用者が利用しやすいように、アンケート結果から手続きに要する1時間を減免してはどうか。

- ・ 区役所を訪問する車利用の約88%が1時間以内の滞在である。
- ・ 乳幼児健診や会議等の場合は、1時間以上かかる事が多いので、要した時間を対象とする必要がある。